

(別紙)

和解条項

- 1 被告は、消費者との間で海外留学プログラム契約を締結するに際し、契約解約時に消費者が負担する金銭（取消料）について、別紙1記載の意思表示を行わない。
- 2 被告は、原告に対し、本和解の成立日から、別紙2記載の海外留学プログラム約款第7条（契約後の取消と返金）の「ハ」項の「31日」を「61日」と変更することを約する。
- 3 被告は、これからも、海外留学プログラム契約について合理的に算定される平均的損害を超える取消料を含む内容の意思表示は一切行わない。万一、被告が使用する取消料条項が被告の平均的損害を超える疑いがある場合には、速やかに当該取消料条項を精査し、改定することを約する。
- 4 被告は、原告に対し、被告の締結する海外留学プログラム契約について、消費者から苦情等の申し出又は原告からの問い合わせや協議の申入れがあった場合には、その解決に向けて真摯に対応することを誓約する。
- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 原告及び被告は、原告と被告との間には、この和解条項に定めるものほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

別紙 1

契約を取消した場合には、契約日から経過した日数に応じて、以下のとおり留学業務取扱料金から取消料を差し引いた金額を返金する。

小学校・中学校・高校留学プログラムの26万2500円

資格取得留学プログラムの26万2500円

短大・大学留学プログラムの21万円

大学院留学プログラムの26万2500円

海外インターンシッププログラムの31万5000円につき、返金額が

- ① 契約成立日より起算して31日目に当たる日以降であって出発日の前日から起算して、さかのぼって90日目に当たる日以前に解除する場合

留学業務取扱料金の70%

別紙 2

被告の海外留学プログラム約款第7条(2012年9月末時点)

第7条(契約後の取消と返金)

申込者はいつでも書面をもって契約を取消すことができます。但し、留学業務取扱料金の返金額は以下の通りです。

- | | |
|---|---------------|
| イ. 契約成立日より起算して8日目に当たる以前に解除する場合(トの場合を除く) | 留学業務取扱料金の100% |
| ロ. 契約成立日より起算して9日目に当たる日以降に解除する場合(ハからトに掲げる場合を除く) | 留学業務取扱料金の90% |
| ハ. 契約成立日より起算して31日目に当たる日以降に解除する場合(ニからトに掲げる場合を除く) | 留学業務取扱料金の70% |
| 二. 出発日の前日から起算して、さかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合(ホからトに掲げる場合の除く) | 留学業務取扱料金の50% |
| ホ. 出発日の前日から起算して、さかのぼって60日目に当たる日以降に解除する場合(ヘからトに掲げる場合の除く) | 留学業務取扱料金の30% |
| ヘ. 出発日の前日から起算して、さかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(トに掲げる場合の除く) | 留学業務取扱料金の20% |
| ト. 出発日の前日から起算して、さかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合 | 留学業務取扱料金の0% |